

## 川崎市子育てグループ助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市川崎区社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、川崎区内を活動拠点とし、同じ地域に住む親子や地域住民との交流を通して子どもの地域での健全な育成や親としての成長を目指すことを目的に、自主的な活動を行う親子で構成された子育てグループや団体（以下「団体」とする。）に対し、必要経費の一部として助成金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2条 助成申請を希望する団体は、次の事項にすべて該当していなければならない。

- (1) 団体は、川崎区内を活動拠点とし、定期的な会員募集を行う地域に開かれた団体であること。
- (2) 会費等自主財源を確保し、親子で構成されたグループで、子どもが10名以上であること。ただし、構成員の過半数が他団体と重複していないこと。
- (3) 年間の事業計画・報告および、予算・決算報告が明確なこと。
- (4) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと。
- (5) その他、会長が適当と認める団体。

### (助成金の財源)

第3条 助成金は、共同募金配分金（年末たすけあい）の一部を財源とする。

### (申請・報告方法)

第4条 所定の「申請書」に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、指定された期間内に会長に提出する。

2 助成金を受けた団体は、当該年度終了後、4月末日までに所定の「報告書」に記入し、関係書類を添付の上、会長に提出する。

### (審査及び交付の決定)

第5条 助成金は申請書に基づき、会長が決定し、交付する。ただし、母親クラブは、地区社会福祉協議会を通じて交付する。

2 助成金を受けた団体は、当該年度終了後、次年度への繰越額が決算の1/2を超える場合は減額対象とする。

### (助成額)

第6条 助成金の交付上限額は別表に定める。

2 申請額は、上限額を超えない範囲で団体が設定する。また、申請額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 申請額は、1団体につき、当該年度の予算の1/2以内とする。

(審査結果)

第7条 審査の可否は書面にて通知する。なお、減額・不承認の場合は、決定通知・不承認決定通知に理由概要を明記する。

(助成金の返還等)

第8条 会長は次に掲げるいずれかの事項に該当するときは、助成金の一部もしくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業規模の縮小や中止により、交付額が全体予算の1/2を超えた時。
- (2) 助成金を申請内容以外に使用した時。

(その他)

第9条 配分決定団体へは、本会関係の事業について協力を求めることがある。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条2項は平成29年度より適用する。
- 3 この改正要綱は、令和2年4月1日より施行する。

別表

次の通り上限額を定め、必要額を申請するものとする。

子どもの人数	交付上限額
10人～20人	20,000円
21人～30人	25,000円
31人～40人	30,000円
41人～50人	35,000円
51人以上	40,000円